【橋本とよみ氏らのグループについて】
当サイトでは、被害に遭われた方は警察への相談や被害届の提出を検討する価値があると考えています。
一般的に詐欺罪（刑法第 246 条）が成立するためには、
① 相手を欺いたこと
② その結果として相手がお金を支払ったこと
③ 当初から返済意思や実際の運用実態がなかったこと
などが問題となります。
なお、以下の内容は当サイト独自の分析だけでなく、実際に S Division・STEP CAPITAL MANAGEMENT 関連の民事訴訟を担当している弁護士が公表している見解も参考にしています。

【被害者向け要点まとめ】
■ 金融庁提訴・裁判の事実
・S Division および関連法人は、金融庁（証券取引等監視委員会）から無登録営業を理由として提訴され、大阪地方裁判所で違法性が認定されています。
・金融商品を取り扱うために必要な登録を有していなかったことも公表されています。
・その後も別法人を利用した社債販売や投資勧誘が継続されていたことが、当サイトに寄せられた募集案内や契約資料から確認されています。
・勧誘時にこれらの重要事実が説明されていなかった場合、「投資判断に重大な影響を与える不利益事実を告げずに勧誘した」との主張が成り立つ可能性があります。

■ 資金繰り・口座問題
・当サイトでは、2023 年 2 月 22 日に銀行口座の取引停止・強制解約が行われていたことを示す銀行発行の資料を確認しています。
・その後も募集活動が継続されていたことが複数の資料から確認されています。
・当時の資金状況や返済能力について十分な説明がないまま募集が続けられていた場合、説明義務や責任の有無が重要な争点となる可能性があります。
・資金の流れを確認するうえでは BXONE の利用状況も重要であり、振込先として利用されていたネットプロックスに関する調査を通じて、送金経路や資金移動の実態把握につながる可能性があります。

■ ポンジスキーム（自転車操業）の可能性
・当サイトには、2023 年 2 月以降の募集資料、配当停止に関する資料、海外送金に関する資料などが寄せられています。

・被害者の間では「新規出資金が既存出資者への配当に充てられていたのではないか」との指摘があります。
・また、2023年2月以降に海外送金が正常に行われていなかった可能性も指摘されており、BXONE等の送金履歴や会計資料の開示によって客観的な確認が可能と考えられます。
・仮に新規出資金が既存出資者への配当に充てられていた事実が確認されれば、ポンジスキーム（自転車操業）の実態解明につながる可能性があります。

■ 民事上の責任について
当サイトが確認している資料や、公開されている裁判資料等を前提とした場合、被害者側からは以下のような法的主張が考えられます。
① 不法行為責任（民法709条）
② 共同不法行為責任（民法719条）
③ 説明義務違反・重要事実不告知

特に、
・金融庁による提訴事実
・無登録営業の問題
・銀行口座の取引停止や強制解約
・その後も継続された募集活動
などが事実として認定された場合には、勧誘者、紹介者、法人代表者等の責任が争点となる可能性があります。もちろん、具体的な責任の有無や損害賠償義務の成立については、個別の証拠関係や裁判所の判断によりますが、被害者側が民事上の責任を追及する法的構成としては十分に検討される内容と考えられます。

■ 被害届について
・被害届を提出するかどうかは最終的に各被害者の判断となります。
・契約書、振込記録、LINE、メール、Zoom案内、説明資料、募集案内などは重要な証拠となる可能性があるため、必ず保管することをお勧めします。